

国土交通省自動車局長あて

秘密保持承諾書

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、バスターミナルなどのソフトターゲットに対する国際テロ等の防止対策として「大規模集約施設等の自主警備体制の強化」を目的とした「自動車分野における先進的警備システムの導入に向けた検討支援業務委託」実施のため、秘密保持に関する下記事項について承諾する。

平成 年 月 日

事業者名

代表者名

印

記

第1条（定義）

本承諾書が対象とする秘密情報は、本実証実験の実施のために提供される実験場所の施設情報及び警備情報並びに実証実験を実施することにより取得される個人情報（※）及び自己で開発していない技術情報をいう。

（※）「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」で定義される個人情報とする。

第2条（秘密の保持）

秘密情報は、本実証実験の目的以外に使用及び開示しない。

第3条（秘密保持義務）

1. 秘密情報を秘密に保持するため合理的な措置を講じる。
2. 秘密情報は、本実証実験の目的達成のために知る必要のある役員、従業員等に本承諾書上の義務を遵守させることにより開示する。
3. 秘密情報を移動する場合は、暗号化等必要な処置を施す。
4. 法令に基づき公的機関から秘密情報を開示するよう要求された場合は、秘密情報を開示することができる。

第4条（秘密情報の廃棄）

平成31年3月31日までに秘密情報は自らの責任で確実に廃棄する。

第5条（損害賠償等）

秘密情報の目的以外での使用や漏洩等の事故が生じた場合は速やかに報告し、指示を受けるとともに、秘密情報の開示当事者が被害を被った場合、開示当事者が被った被害を賠償する。ただし、開示当事者に生じた間接損害、特別損害及び逸失利益については、責任を負わない。

第6条（期間）

本承諾書の有効期間は、本実証実験が完了する平成31年3月31日までとする。

第7条（解除）

本承諾書に定める条項の一に違反したときは、本実証実験への応募資格は失効する。

第8条（協議）

本承諾書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、双方で協議の上、円滑に解決を図る。

以上

